

## 町営バス運行委託契約の変更について

企画政策課

### 1 変更契約内容

- (1) 業務名 琴浦町営バス運行委託業務(赤碕地区)
- (2) 契約者 日ノ丸自動車株式会社 代表取締役 馬場 進
- (3) 履行期限 平成31年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 契約内容 町営バス2路線(船上山線、琴浦海岸線)の運行及び管理
- (5) 変更内容

ア 令和2～3年度の運転手人件費(3人)の増額

年度	変更契約	当初契約	増減
令和2年度	15,630,165円	13,961,211円	1,668,954円
令和3年度	15,630,165円	13,961,211円	1,668,954円

※一人当たり年額 562,984円の増額

イ 令和2～3年度の運行管理者人件費(2人)の増額

年度	変更契約	当初契約	増減
令和2年度	5,988,307円	5,124,861円	863,446円
令和3年度	5,988,307円	5,124,861円	863,446円

※一人当たり年額 431,723円の増額

ウ 上記に伴う諸経費、消費税の増額

(6) 変更後委託料

	変更契約	当初契約	増減
全体	96,475,347円	90,625,505円	5,849,842円
うち令和元年度	30,024,863円	30,024,863円	0円
うち令和2年度	33,225,242円	30,300,321円	2,924,921円
うち令和3年度	33,225,242円	30,300,321円	2,924,921円

### 2 変更契約理由

当初契約では、町営バス運転手について嘱託職員による運行を計上していましたが、事業実施に当たり嘱託職員での募集を行ったところ、必要数である3名に対して採用できた運転手は1名でした。このため、2名については本社より正規職員を恒常的に派遣して運行している状態となっています。継続して職員募集を行っていますが、全国的な運転手不足の中、応募がない状況が続いています。

委託事業者と協議を行った結果、継続的な運行を確保するため、次年度より運転手の雇用形態を正規雇用に変換し、待遇改善を行うものです。あわせて、運行管理者の雇用確保のため、賃金単価の改善を行います。

### 3 予算措置

このたびの変更契約に伴う、債務負担行為は不要です。

債務負担行為の額(H30年12月議会)	272,668,000円
町営バス運行委託契約額(変更後)	267,052,007円